

令和8年度

放課後児童クラブ利用のしおり



放課後児童クラブでは、こどもが安心して過ごせるよう、保護者皆様との情報交換を大切にしています。保護者皆様と私どもが両輪のようにタッグを組み、こどもたち一人ひとりの成長を見守り支援していきたいと思えます。気づきがありましたら声をかけてください。

この「しおり」を読んでいただき、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

南三陸町保健福祉課子育て支援係
(子育て支援センター)

南三陸町志津川字沼田 14-3 総合ケアセンター2F

電話:0226-46-3042(子育て支援センター直通)

Mail:kodomo@town.minamisanriku.miyagi.jp

1 放課後児童クラブの概要及び基本的事項

(1) 放課後児童クラブとは

放課後及び学校の休業日（長期休業期間、振替休業日、土曜日）に就労等により家庭で適切な保護を受けられないこどもが、安心安全に過ごす場所です。友達との日常の遊びや生活を見守り、こどもの健全な育成を図ることを目的として設置されています。

(2) 開所日・開所時間について

ア 放課後児童クラブの開所日・開所時間

月曜日から金曜日	下校時刻から午後6時30分
土曜日・学校休業日	午前7時30分から午後6時30分

※学校休業日は、春・夏・冬休み、学校行事による振替休日等で授業が休みになる日

イ 放課後児童クラブの休所日

- 日曜日
- 国民の祝日
- 年末年始（12月29日から1月3日）
- 町長が必要と認めた日
- 災害その他特に必要があると認めた場合

(3) 提出書類について

ア こどもに関する書類

次の書類を1学期始業式までに、放課後児童クラブに提出してください。

※緊急連絡先は必ず連絡がとれる電話番号（携帯電話）及び勤務先の電話番号を記入してください。

- 児童票・引き渡しカード
- お迎え時間・土曜日利用届

イ 保護者に関する書類

放課後児童クラブ利用申請書に記載した内容に変更が生じた場合には、速やかに保健福祉課子育て支援係・地域子育て支援センター：46-3042（直通）に連絡をし、下記書類を30日以内に保健福祉課子育て支援係・地域子育て支援センターに提出してください。

- 就労証明書（勤務先等に変更があった場合）
- 中止届（退職など放課後児童クラブ利用要件を満たさなくなった場合）

2 放課後児童クラブの活動について

(1) 1日の流れ

時間	平日 午前11時30分から午後6時30分	時間	土曜日・学校休業日 (振替休業日、長期休業期間等) 午前7時30分から午後6時30分
11:30	開所 ※職員研修などで、開所時間が変更となる場合があります。	7:30	開所 (検温・うがい・手洗い・手消毒) フリータイム
下校時間は季節や学年で違います	・下校後、入室 (検温・うがい・手洗い・手消毒) ・集まり (出席確認、当番決め、スケジュール確認 など) ・おやつ ・学習の時間 (宿題、自主勉強 など) ・フリータイム (一斉活動を含む) ・こども会議など	9:00	・集まり (出席確認、当番決め、スケジュール確認 等) ・学習の時間 (宿題、自主勉強 など)
17:30	片付け (整理、整頓) 迎えが来た順から帰宅	10:00	・おやつまたは水分補給 ・フリータイム
18:30	閉所	12:00	・お弁当
		13:00	・休息 (体を休める時間)
		14:45	・フリータイム ・おやつ ・学習の時間 (宿題、自主勉強 など) ・フリータイム (一斉活動を含む) ・こども会議など
		17:30	片付け (整理、整頓) 迎えが来た順から帰宅
		18:30	閉所

(2) 活動の内容及び注意事項

- ア こどもにとって遊びは自己を解放・発散し、さらに仲間とのかかわりを学び合う等、成長と発達には欠かすことのできない重要なものです。状況や年齢に応じて、室内外の遊びを工夫し、様々な分野を取り入れています。
- ・活動内容については、こどもたちが開催する「こども会議」により時間帯や内容がブラッシュアップされます。
- イ 学習指導は実施しませんが、次のとおり学習の時間（自主学習）を設けます。
- ・学習の時間は、平日は約1時間。学校休業日時は放課後児童クラブで過ごす時間が長いいため、午前・午後に約1時間ずつ行います。
 - ・平日の学習の時間は、宿題や自主学習等を行っています。
 - ・学校休業日（土曜日・長期休業中等）の学習は、宿題や自宅からの教材等の持ち込みをお願いします。（読み物の冊数は各施設のこども会議で決定します）
- ※ 宿題について・・・クラブで宿題を行います。指導はしません。帰宅後、保護者様が必ず確認してください。（破損の恐れがあるためタブレット宿題は自宅で保護者様の管理のもと行ってください）
- ※教材（ドリル等）の内容については支援員に聞いてください。

ウ 外出はできません。塾や習い事は、お迎え後又は、帰宅後にお願いします。なお、習い事等の終了後の来所はできません。長期休業中も外出はできません。

(早退は可能です)

病院等で遅れて来る際は事前に報告してください。

(通院での中抜けはできません。途中での早退は可能です。支援員にお話ください)

エ おやつは市販の菓子を提供します。食物アレルギー等がある場合は、事前にお知らせください。その際、病院からの診断結果がわかるものがありましたら、コピーを提出ください。児童票への記入もお願いします。

オ 活動中の安全対策及び緊急時の対応への取り組みを行い、児童の安全安心な活動の支援を行います。

※「こども会議」とは？

・こどもたちの意見表明の機会として、各児童クラブの運営や活動について、こどもたちが自由に意見し、話し合うことができる意見交換の場です。(各児童クラブの行事の進め方や、遊びの内容、身近な事象に対する興味を探求し合い、自分たちの児童クラブを居心地の良い居場所にする話し合いや、こどもたちの自主的及び主体的にもたれます)

(3) お弁当について

ア お弁当が必要な日

「学校休業日」や「平日で給食のない日(短縮授業により給食がない日)」

・ご自宅で作った、お弁当持参で来所願います。

※緊急な事情により、コンビニなどで購入したおにぎりやお弁当を持参した場合には、事前に支援指導員にお知らせください。

イ お弁当の注意事項

・こどもの食事量に見合ったものを持たせてください。量についてご心配な際は支援員にお聞きください。加減しながら適量を見つけていきましょう。

・開閉しやすいお弁当箱を使用してください。

・水筒に水または麦茶を入れ、持たせてください。

・必ず火を通したものを入れ、食中毒にならないよう工夫してください。

・熱湯を使用するスープ、味噌汁、カップラーメンの持ち込みはできません。

・夏場は保冷剤等を利用し、腐敗しやすいものは入れないようお願いします。

・真夏はおかずを冷蔵庫で保管する場合があります。ごはんと別容器に入れてください。

・デザートはお弁当のお楽しみです。ご負担にならない程度の物の持参は大丈夫です。食べやすいもの、量はおまけ程度がよろしいと思います。



3 放課後児童クラブ利用に係る留意事項

(1) 来所について

ア 平日

学校終了後、こどもが直接、放課後児童クラブに来所。

イ 土曜日または学校休業日

- 来所時間は午前9時までです。
- こどもと保護者が一緒に来所し、支援員に受け渡してください。
- 駐車スペースに限りがありますので、送迎後は、速やかに車の移動をお願いします。
- 駐車の際は、必ず施錠し、車内には貴重品を置かないなど防犯対策をお願いします。
- 開所前にこどもだけ置いていかないでください。

※平日のお迎え、休業中の送迎は原則同居家族の18歳以上の方をお願いします。
また、支援指導員に面識がない方がお迎えに来る際は、事前に報告をお願いします。(面識や報告がない場合、防犯上、児童の引渡しは致しません)

(2) 欠席について

放課後児童クラブを欠席する場合は、必ず保護者からの連絡をお願いします。

事故防止のため、児童からの口頭での欠席の申し出は受け付けません。

また、連絡なしの欠席の場合は、こどもの安全確認(所在の確認)のため、放課後児童クラブから保護者へ連絡する場合がありますので、ご承知ください。

ア 平日(午後1時30分までに連絡をお願いします)

- 学校を欠席・早退した場合
- バス下校等で帰宅する場合
- 習い事や通院等で定期的な欠席がある場合 など

イ 土曜日または学校休業日(午前9時までに連絡をお願いします)

- 保護者または同居している祖父母がお休みの場合
- お出かけ、家庭の事情による場合 など

ウ タクシー送迎を利用されるご家庭は欠席の場合、タクシー運行に影響が出るため、必ず地域子育て支援センター・学校・放課後児童クラブへ早めに連絡してください。

エ こどもの所在確認を徹底し、こどもの安全を第一にしています。欠席報告の徹底にご協力ください。

【学校を休む、学校から早退したなどで、放課後児童クラブを欠席する際】

- ① 小学校へ欠席などの連絡をし、放課後児童クラブ利用無し、を伝える。
- ② 地域子育て支援センター(46-3042)・各放課後児童クラブへ連絡をする。

【**学校には通学するが、放課後児童クラブを欠席する際**】

担任や学校の先生にわかるように、連絡帳などへ「学童を欠席します」と記入する。こどもからの伝達は小学校側と受け付けないよう協議していますが、こどもの報告で下校させてしまうトラブルが多発しています。担任にしっかり伝達し、欠席の連絡を放課後児童クラブまたは、地域子育て支援センター(46-3042)に連絡してください。

(3) 土曜保育について

- ア 利用の際には毎月25日まで、次月の土曜保育確認書を各施設の支援員まで提出してください。なお、保護者、ご家族の病気など緊急やむを得ない理由により、急きょ土曜保育を利用したい場合には、お気軽にご相談ください。
- イ 保護者または同居している祖父母がお休みの時は、一緒に過ごしましょう。
- ウ 土曜保育については、志津川地区放課後児童クラブでの集約保育となります。

(4) 保健衛生について

- ア 検温について
 - ・健康状態把握のため、学校休業日の利用の際は、毎朝の検温を必ずお願いします。
 - ・検温後は忘れずに検温表に記入してください。
 - ・37.5℃以上の場合や、平熱よりあきらかに体温が高い場合、体調が優れない場合も、ご家庭での保育をお願いいたします。
- イ 体調不良・ケガについて
 - ・放課後児童クラブで具合が悪くなった場合は保護者（緊急連絡の順）に連絡をしますの
で、お迎えをお願いします。
 - ・放課後児童クラブ内での怪我について、重大な怪我に発展しないよう十分気をつけ保育
を行っていきますが、万が一の場合は、保護者へ速やかに、ご連絡いたします。お迎え
をお願いいたします。通院が必要な怪我などは、担当課にて対応いたします。（学童保
険に加入しています）
 - ・日ごろの小さな怪我の場合も支援員から送迎時にお伝えいたします。支援員と確認をお
願いいたします。また、支援員が気付かない場合も万に一つあるかもしれません。お気
づきの際は、支援員にお伝えください。よろしくをお願いいたします。
- ウ 小学校でのケガ、発熱等で早退する場合は、小学校での迎えをお願いします。
（小学校教員からの説明を聞く必要があるためです）
- エ 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ、その他の感染症に子ども・家族感染など
が疑われる場合は、速やかに地域子育て支援センター（46-3042）・子育て支援係
（46-1402）に連絡してください。
 - ・発熱以外でも、のどの痛み、咳、鼻づまり・鼻水などの風邪症状がある場合も、
かかりつけの医師に相談するなど、**感染拡大を防ぐ行動を徹底し、保健衛生に
ご協力をお願いいたします。**

(5) 学級・学年閉鎖、臨時休校などの対応について

学校でインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、その他感染力が強い疾病などの流行により学級・学年・学校閉鎖が行われた場合、集団感染・被害拡大防止という観点から、放課後児童クラブも学校と同様の対応をとります。

- ア **学級・学年閉鎖の場合**
 - ・該当する学級・学年の児童は集団感染・被害拡大防止のため利用できません。
- イ **きょうだいで利用している場合**

- きょうだいのどちらかが感染症に罹患している場合、罹患していないきょうだいも感染の疑いがあるため、十分に体調変化に留意していただき、できるだけ、医師の判断を仰いでください。また、きょうだいが罹患している場合は他児への感染症蔓延を抑制するため、不織布マスクを着用させてください。

ウ 臨時休校の場合

- 災害等で前日または当日の登校前時点で、臨時休校が決まった場合には、放課後児童クラブも基本的には臨時休所としますが、気象条件や災害の度合い、施設の設置場所の条件などを総合的に判断し、こども及び、保護者皆様の送迎時の安全が確保できると担当課長以上職の判断が下された場合は配信メールで利用可能などのお知らせを行います。

(6) 非常災害時等の対応について

ア 南三陸町メール配信サービスについて

- 緊急の際には、保健福祉課子育て支援係（もしくは、子育て支援センター）から一斉緊急メールにより登録者全員に情報の発信を行います。
- 緊急メールを受信するには、南三陸町メール配信サービスへの登録が必要となりますので、別紙「メール配信サービス登録手順」を参考に必ず登録願います。
- 状況により放課後児童クラブから電話等で緊急連絡する場合もあります。

イ 津波警報・注意報等の災害警報が発表された場合、こどもは放課後児童クラブ内等の安全な場所に退避し、安全を確保します。こどものお迎えは、まず保護者自身の安全確保を最優先し、放課後児童クラブまでの経路に危険があると判断する場合や停電等により情報が入手できない場合などには、安全な場所に退避する等各自適切な対応をお願いします。

ウ 災害発生時等のこどもの引渡しは、事故等を未然に防ぐ目的に、引渡しカードを所持している家族等に限定して行います。保護者に代わりお迎えに来る方も事前に届出をし、引渡しカードを受領願います。

エ 非常時の対応については、「南三陸町放課後児童クラブ防災マニュアル」により対応します。

オ 有事に備え、火災・地震及び津波・風水害を想定した避難訓練を、安全計画をもとに毎月実施します。

(7) 服薬について

- 服薬の介助は、原則行いません。（どうしても必要な際は事前に相談ください）
- 皮膚などの慢性疾患、花粉症などでの目薬の点眼などは、医師の指示があり、必要といえる場合につき、相談のうえ、対応いたします。

※ 薬をお預かりする際に「お薬票」の記入をお願いします。

(8) 放課後児童クラブに置いておく物

ア 着替え袋（布袋）

- 季節に合った上下一式の服、下着、靴下。
- 汚れた服は、レジ袋に入れて持ち帰ります。レジ袋を入れてください。

- ・使用後の着替えの補充は、忘れないようにお願いします。
- イ コップ（プラスチック製）、歯ブラシ
 - ・毎週月曜日に持参し、放課後児童クラブでミルトン消毒を行い管理します。金曜日に持ち帰らせますので、よく洗浄していただき、しっかり乾燥させてください。歯ブラシの定期的な交換もお願いします。
- ウ 汗拭きタオルなど
- エ 冬場は小さいブランケット（ひざ掛け）をご用意ください。
- ※ 持ち物すべてに名前を書いてください。着替えにも書いてください。

（9） その他

- ア 現金・おもちゃは持ち込まないでください。
 - ・特別な事情がある場合には、事前に支援指導員にお知らせください。
- イ 感染症対策として、ハンカチは毎日持たせてください。タオルなどの共用はしません。ハンドペーパーを使用しています。
 - ・学校に忘れてくることが多いため、必ず名前を書き2枚ほど準備ください。
- ウ 感染症が流行した時、感染症の疑いがある時不織布マスクの着用をお願いしています。
 - ・放課後児童クラブに不織布マスクの予備を数枚ご用意いただき、ジップロックなどに入れ、名前を記入し、支援員に渡してください。適切に管理し、マスクが汚れた際に、交換いたします。
- エ 放課後児童クラブを利用する事を、**1学期の始業式に担任の先生へお伝えください。下校時や災害発生時の連携に必要となります。**
- オ 配布物には必ず目を通してください。学校の提出物と混同しないよう、気をつけてください。（こどもに、提出先をきちんと伝えてください）
- カ おたよりや地域に放課後児童クラブをPRするため、写真を撮ることが、あります。児童の取材や撮影等は困るという家庭はお知らせください。
- キ 児童クラブ利用時間については、事前に提出していただいた時間を厳守してください。時間に間に合わない、時間変更になった際は速やかに報告してください。

○気になること、判断に迷うこと、こどもの育成について相談したことがありましたら、地域子育て支援センター担当（46-3042）まで、お話しください。

○放課後児童クラブは、保護者様のかわりに放課後の時間帯に保育を行う場所です。

学校と家庭の間にある「もう一つの家」という気持ちで関わっていきたいと思っております。ですが、こどもたちもたくさん頑張って、長時間放課後児童クラブで過ごしております。保護者やご家族がご自宅にいる場合やお仕事早く終わった場合などには、お子さんと一緒に過ごしていただき、コミュニケーションを十分にお取りいただくよう、お願いいたします。

【欠席の報告、感染症罹患の報告、その他の連絡は下記までお願いいたします。

◎連絡・問合せ先

〈受付時間〉

- 平日：午前11時30分から午後6時30分
- 土曜日または学校休業日：午前7時40分から午後6時30分
- 事前に児童クラブを欠席するなどがわかる場合は支援員にお伝えください

施設名	電話番号	所在地
志津川地区放課後児童クラブ	0226-47-1275	南三陸町志津川字城場75番地2 (志津川小学校校舎内)
歌津地区放課後児童クラブ	0226-36-4695	南三陸町歌津字伊里前137番地1
戸倉地区放課後児童クラブ	0226-28-9366	南三陸町戸倉字宇津野50番地10 (戸倉保育所隣接)

※ 上記の時間以外（不在でつながらない場合）は、下記までご連絡ください。

※ 受付時間：午前8時45分から午後5時00分まで（平日のみ）

保健福祉課子育て支援係 地域子育て支援センター

☎：0226-46-3042(直通)



- ・災害その他特に必要があると認められた場合

(3) 提出書類について

ア こどもに関する書類

次の書類を1学期始業式までに、放課後児童クラブに提出してください。

※緊急連絡先は必ず連絡がとれる電話番号（携帯電話）及び勤務先の電話番号を記入してください。

- ・児童票・引き渡しカード
- ・お迎え時間・土曜日利用届

イ 保護者に関する書類

放課後児童クラブ利用申請書に記載した内容に変更が生じた場合には、速やかに保健福祉課子育て支援係・地域子育て支援センター：46-3042（直通）に連絡をし、下記書類を30日以内に保健福祉課子育て支援係・地域子育て支援センターに提出してください。

- ・就労証明書（勤務先がなくなった場合）
- ・中止届（退職など放

